

# 泉佐野市・泉南市・阪南市・熊取町・田尻町・岬町 有料老人ホーム設置運営指導指針の改正について

# 令和3年度（3市3町）有料老人ホーム設置運営指導指針改正の概要

## 1 令和3年度介護報酬改定を踏まえた見直し

令和3年度介護報酬改定により、指定特定施設等において、感染症対策の強化、業務継続に向けた取組の強化、ハラスメント対策の強化、高齢者虐待防止の推進、認知症介護基礎研修の受講の義務づけ等の見直しが行われたことを踏まえ、有料老人ホームにおいても同様の措置を求めるよう改正

## 2 書面規制、押印、対面規制の見直し

利便性の向上及び事業者の業務負担軽減の観点から、指導指針に定められている書面等については、電磁的記録で行うことができること、また、書面での説明等については、入居者等の承諾を得たうえで、電磁的方法によって行うことができるよう改正

# 1 令和3年度介護報酬改定を踏まえた見直し

## 感染症や災害への対応力強化

### ①感染症対策の強化（指針 10(7)）

感染症の発生及びまん延の防止等に関する取組の徹底を求める観点から以下の取組を規定

- ・ 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会の開催（6月に1回以上）及び周知
- ・ 感染症及びまん延の防止のための指針の整備
- ・ 感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練の定期的実施

### ②業務継続に向けた取組の強化（指針 10(5)）

感染症や災害が発生した場合であっても、必要なサービスが継続的に提供できる体制を構築する観点から以下の取組を規定

- ・ 業務継続計画の策定及び周知

※業務継続計画とは、感染症や非常災害の発生時において、入居者に対する処遇を継続的に行うための計画及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画

- ・ 研修及び訓練の定期的実施
- ・ 定期的な見直し

### ③非常災害対策の強化（指針10(6)）

非常災害対策の強化の観点から以下の取組を規定するとともに、災害への対応においては、地域との連携が不可欠であることを踏まえ、訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めることを規定

- ・ 非常災害に関する具体的な計画の策定及び定期的な周知  
※「非常災害に関する具体的計画」とは、消防法施行規則第3条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処するための計画
- ・ 非常災害時の関係機関への通報及び連携体制の整備及び定期的な周知
- ・ 避難、救出その他の必要な訓練の定期的実施
- ・ 訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めること

## 職場環境の改善に向けた取組の推進

### ハラスメント対策の強化（指針 9(3)イ）

適正なサービスの提供を確保する観点から、適切なハラスメント対策の実施を規定

- ・ 職場におけるハラスメントの内容及び職場におけるハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化し、職員に周知・啓発
- ・ 相談窓口の設置（相談担当者の決定）
- ・ カスタマーハラスメント（入居者やその家族等からの著しい迷惑行為）の防止のための体制整備

## 認知症への対応力向上に向けた取組の推進

### 認知症介護基礎研修の受講の義務づけ（指針 9(2)イ）

介護に関わる全ての者の認知症対応力を向上させるため以下の措置を規定

- ・ 介護に直接携わる職員に対し、認知症介護基礎研修を受講させるために必要な措置の実施  
※看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護員養成研修修了者は除く

## 高齢者虐待防止の取組の推進

### 高齢者虐待防止の推進（指針 11(4)）

利用者の人権の擁護、虐待の防止等の観点から以下の取組を規定

- ・ 虐待の防止のための対策を検討する委員会の定期的開催及び周知
- ・ 虐待の防止のための指針の整備
- ・ 虐待の防止のための研修の定期的実施
- ・ 上記措置を適切に実施するための担当者の設置

## 2 書面規制、押印、対面規制の見直し

### 業務負担軽減の推進

#### 電磁的記録の方法による書面の代替、交付（指針16(1)・(2)）

文書負担軽減や手続きの効率化による業務負担軽減の観点から以下のとおり規定

- ・ 書面で作成、保存等を行うことが指導指針で規定又は想定されるものについては、書面に代えて電磁的記録により作成等が可能

※交付等を行う書類は除く

- ・ 交付、説明、同意、承諾等を書面で行うことと指導指針規定又想定されものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法により交付等が可能

## 3 その他の主な改正

### 安否確認等の徹底

#### 入居者の安否確認や状況把握の実施方法の明確化（指針11(1)キ）

入居者の心身の健康を保持し、その生活の安定を図る観点から、以下の取組を規定

- ・ 入居者が居住部分への訪問による安否確認や状況把握を希望しない場合であっても、電話、居住部分内での入居者の動体を把握できる装置による確認、食事サービスの提供時における確認等その他の適切な方法により、毎日1回以上、安否確認等を実施すること

### 契約に当たっての留意事項

#### 個人の根保証契約を行う場合の極度額の設定の追加（指針14(2)キ）

民法改正による極度額の設定について規定

- ・ 入居者の債務について、個人の根保証契約を行う場合は、極度額の設定を含み民法の規定に従うこと



## リスクマネジメントの強化

### 事故発生の防止のための対応（指針14(8)エ）

事故発生の防止と発生時の適切な対応を推進する観点から以下の取組を規定

- ・ 事故発生の防止のための研修の定期的実施
- ・ 以下の措置を適切に実施するための担当者の設置
  - (1)事故発生の防止のためのマニュアルの整備
  - (2)事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策について、職員に周知徹底を図る体制の整備
  - (3)事故発生の防止のための委員会及び職員に対する研修の定期的実施

### ◎経過措置

- ・ 認知症介護基礎研修の受講、業務継続計画の策定、衛生管理等、虐待の防止のための対策を検討する委員会の開催については、令和6年3月31日までは努力義務
- ・ 認知症介護基礎研修の受講については、新たに採用した職員については採用後1年間の猶予期間